

小牧市民病院物流管理業務委託プロポーザル実施要綱

令和3年12月20日
3小院管第905号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市民病院における物流管理業務について、技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象とする業務は、物流管理業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第3条 プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項に定める条件を満たしていなければならない。ただし、参加表明書等の提出時から契約締結時までの間に小牧市から指名停止の措置を受けたときは、プロポーザルに参加する条件を満たさないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていない者であること。
- (4) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続の申立中又は特定調停中でない者であること。
- (5) 第5条に規定する参加表明書等を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に登録されている者又は同等の資格を有していると小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める者であること。
- (6) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平

成 2 4 年 6 月 2 5 日 付 け 小 牧 市 長 ・ 小 牧 警 察 署 長 締 結) に 基 づ く 排 除 措 置 又 は こ れ に 準 ず る 措 置 を 受 け て い な い 者 で あ る こ と 。

(7) 病 床 数 5 0 0 床 以 上 の 病 院 (国 、 公 的 機 関 、 医 療 法 人 等 の 開 設 者 の 種 類 を 問 わ な い 。) で 物 流 管 理 業 務 の 受 託 実 績 を 有 す る 者 で あ る こ と 。

(8) 国 税 、 愛 知 県 税 及 び 小 牧 市 税 (納 期 到 来 分) を 完 納 し て い る 者 で あ る こ と 。

(公 募 の 公 告)

第 4 条 管 理 者 は 、 プ ロ ポ ー ザ ル に 参 加 す る 者 に 必 要 な 参 加 資 格 、 条 件 、 業 務 内 容 そ の 他 プ ロ ポ ー ザ ル の 実 施 に 必 要 な 事 項 に つ い て 、 公 告 す る も の と す る 。

2 管 理 者 は 前 項 の 規 定 に よ る 公 告 を し た と き は 、 そ の 内 容 を 小 牧 市 民 病 院 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 す る も の と す る 。

(参 加 表 明 書 等 の 提 出)

第 5 条 プ ロ ポ ー ザ ル に 参 加 し よ う と す る 者 は 、 参 加 表 明 書 等 を 別 に 定 め る 日 ま で に 管 理 者 に 提 出 す る も の と す る 。

(第 1 次 審 査)

第 6 条 別 に 定 め る 小 牧 市 民 病 院 物 流 管 理 業 務 委 託 プ ロ ポ ー ザ ル 審 査 委 員 会 (以 下 「 審 査 委 員 会 」 と い う 。) は 、 別 に 定 め る 評 価 基 準 等 に 基 づ き 、 提 出 さ れ た 参 加 表 明 書 等 の 書 類 審 査 に よ り 、 優 秀 な 4 者 程 度 の 参 加 表 明 書 等 を 選 定 し 、 管 理 者 に 報 告 す る も の と す る 。

2 管 理 者 は 、 前 項 の 報 告 に 基 づ き 選 定 さ れ た 参 加 表 明 書 等 の 提 出 者 (以 下 「 提 出 者 」 と い う 。) に 対 し て 第 2 次 審 査 の 出 席 要 請 者 と し 選 定 し た 旨 を 様 式 第 1 に よ り 通 知 す る と と も に 、 選 定 し な か っ た 者 に 対 し て 選 定 し な か っ た 旨 及 び 選 定 し な か っ た 理 由 を 様 式 第 2 に よ り 通 知 す る も の と す る 。

3 第 1 次 審 査 の 結 果 に 関 す る 問 合 せ 及 び 異 議 申 立 て は 一 切 受 付 し な い も の と す る 。

(第 2 次 審 査)

第 7 条 審 査 委 員 会 は 、 前 条 の 規 定 に よ り 第 2 次 審 査 の 出 席 要 請 者 と し て 選 定 し た 提 出 者 の 内 容 聴 収 等 に 基 づ く 審 査 に よ り 、 最 優 秀 者 及 び 次 点 者 を 各 1 者 特 定 し 、 管 理 者 に 報 告 す る も の と す る 。

2 管 理 者 は 、 前 項 の 報 告 に 基 づ き 、 最 優 秀 者 及 び 次 点 者 を 各 1 者 決 定 す

るものとする。

- 3 管理者は、前項の決定に基づき、最優秀者に対しては、その旨を様式第3により通知し、次点者に対しては、その旨を様式第4により通知し、特定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を様式第5により通知するものとする。
- 4 参加者が1者の場合における審査については、当該者に係る参加表明書等の内容の聴取等を行うものとし、当該者が優秀であると認めた場合は、その者を最優秀者とするものとする。
- 5 第2次審査の結果に関する問合せ及び異議申立ては一切受付しないものとする。

(審査結果の公表)

第8条 前条第2項の規定により決定された者については、同条第3項の通知後、小牧市民病院ホームページにおいて公表するものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第9条 管理者は、決定した最優秀者を該当業務に係る随意契約の相手方とし、見積書を徴収するものとする。ただし、最優秀者が決定後参加条件を満たさないと認められる場合又は最優秀者に事故等があり見積書の徴収が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴収及び随意契約の相手方とする。この場合において、最優秀者に生じる損害については、小牧市病院事業は一切の責を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

小牧市民病院物流管理業務委託プロポーザル第1次審査
結果について（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、下記のとおり参加資格があると認めましたので、第2次審査の出席及び企画提案書等を提出するよう要請します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

小牧市民病院物流管理業務委託プロポーザル第1次審査
結果について（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、下記のとおり参加資格があると認められませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 認めなかった理由
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

小牧市民病院物流管理業務委託プロポーザル第2次審査
結果について（通知）

このことについて、企画提案書等により審査をした結果、下記のとおり当業務の最優秀者として決定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

小牧市民病院物流管理業務委託プロポーザル第2次審査
結果について（通知）

このことについて、企画提案書等により審査をした結果、下記のとおり当業務の次点者として決定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

小牧市民病院物流管理業務委託プロポーザル第2次審査
結果について（通知）

このことについて、企画提案書等により審査をした結果、下記のとおり当業務の最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 特定しなかった理由
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。